

身体的エンハンスメントとへほんものゝという理想

中澤栄輔

はじめに

二〇〇八年の夏の北京オリンピックが始まる少し前、南アフリカの義足ランナーが話題になったのを覚えている人は多いかもしれない。彼の名前はオスカー・ピストリウスといい、先天性の障害がもとで生後十一カ月のときに両足の膝から下を切断している。それにもかかわらず、彼は陸上のスプリンター選手になった。もちろん、ピストリウスは生まれながらの素質に恵まれていたのだろうし、ものすごい努力をしたのだろう。とはいえ、彼の陸上競技を可能にしている重要な要素がアイスランドのオスール社製の義足である。この義足は通常イメージされる義足とずいぶん異なっていて、アルファベットの「J」の形をしている。この「J」のまがっている部分が地面に接し、反発力を得てスムーズに走ることを可能にしている。義足をつけて走るピストリウスは二〇〇四年のアテネオリンピックで金メダル一つと銀メダル一つを獲得した。そして彼は二〇〇八年にはパラリンピックではなくオリンピックに出場することを目指したのである。ここで問題になったのが彼の優れた義足だった。国際陸上連盟の当初の判断は「ピストリウスの義足はアドバンテージをもたらしている」というもので、彼にオリンピックの出場資格を認めなかった。その後、ピストリウス

はスポーツ仲裁裁判所の裁定を仰いだ。スポーツ仲裁裁判所は「ピストリウスの義足が彼にアドバンテージをもたらしているとは科学的に証明されているとは言い難い」と結論し、それを受けて国際陸上連盟は一転してピストリウスのオリンピック出場資格を認めた。(しかし、残念ながら、ピストリウスはオリンピック出場の標準記録をわずかながら満たすことができなかったもので、実際に北京オリンピックに出場することはできなかった。彼はパラリンピックに出場し、三個の金メダルを獲得している。)

ピストリウスの事例で問題になっているのは、治療とエンハンスメントの線引きである。エンハンスメントの定義にかんしては本論文集に所収の他の論文に譲るが、いちおうエンハンスメントとは「健康の回復と維持を超えて、能力や性質の改良をめざして人間の心身の仕組みに生物医学的に介入すること」³であるとする。今回のスポーツ仲裁裁判所の裁定は、ピストリウスの義足はエンハンスメントと断定することではない、というものだった。国際陸上連盟とスポーツ仲裁裁判所は科学技術の発展によってもたらされた「いままで考えていなかった問題」に直面したと言える。おそらく三〇年前であれば、義足を使った場合と健全な足を使った場合の競争能力を比べることなど問題外であっただろう。義足の技術の進歩により、国際陸上連盟とスポーツ仲裁裁判所は非常に微妙な決断を迫られることになった。0・01秒を争うような陸上競技において、義足が治療以上なのかそれとも治療の域を超えていないのかを正確に判定するのはそもそも非常に困難である。

ピストリウスの走りを見れば、私を含め、多くの人が「不自由な体にもかかわらず、彼は並はずれた努力で多くの困難を乗り越え、飽くなきチャレンジ精神で不可能を可能にしている」と感動する。そして、できることであれば彼の望み通り、パラリンピックではなくオリンピックの大舞台で彼の走る姿を見てみたいと思う。しかしながら、それはピストリウスの義足が治療を超えたものでないことが条件である。もしピストリウスの義足が治療を超えたものであったとしたら、彼のオリンピック出場は認められないと国際陸上連盟

は判断するだろう。そして残念ながら、たとえ彼が世界記録より早く走ることができたとしても、私はそれで感動することはないだろう。私はそれを「ほんもの」ではない、と感じてしまうのである。オリンピックに出場できるか、できないか、という違いはピストリウスにとってはほとんど天と地ほどの差があるし、また、義足が治療を超えているかいないかによるわれわれのピストリウスにたいする評価の違いもまた天と地ほどの差がある。すでに述べたように、陸上競技において義足が治療以上なのかそれとも治療の域を超えていないのかを正確に判定するのは非常に困難であるにもかかわらず、その判定がもたらす影響は大きい。

一般的に言って、エンハンスメントにまつわる倫理的問題を論じる際、しばしば「ほんものAuthenticity」という理想について言及される⁴。われわれがピストリウスを称賛するのは、彼が身体的な障害を努力によって乗り越えているからであり、身体的な障害にめげることなく困難な仕事を達成しようとするチャレンジ精神の持ち主だからである。そうしたピストリウスの行為や性格を「ほんもの」という。その一方で、われわれの称賛は彼の義足が治療を超えているのかどうかに依拠している。彼の義足が仮に治療を超えていたとしたら、だからといって彼の努力が減るということはないにもかかわらず、彼にたいする称賛には水が差されるだろう。すなわち、彼の義足がエンハンスメントかどうかということは、われわれが彼の行為（努力とその結果として勝ち得る栄誉）を「ほんもの」であるとみなすかどうかどうかに影響を与えている。

- (1) オスカー社ホームページ (<http://www.ossur.com/>) を参照のこと。(二〇〇九年一月三日取得)
- (2) 国際陸上連盟ホームページ (<http://www.iaaf.org/about/af/news/newsid=44917.html>) を参照のこと。(二〇〇九年一月三日取得)
- (3) Deutsches Referenzzentrum für Ethik in den Biowissenschaften (DRZE). ed. 2002. *Enhancement: die ethische Diskussion über biomedizinische Verbesserungen des Menschen*. *Sachstandsbericht*. Nr. 1. Bonn. 邦訳生命環境倫理・ドイツ情報センター編。松田純・小椋宗一郎訳。二〇〇七年『エンハンスメント——バイオテクノロジーによる人間改造と倫理』知泉書院、三頁。
- (4) 生命環境倫理・ドイツ情報センター編。前掲書。および Kas, R. and W. Salfre. ed. 2003. *Beyond Therapy: Biotechnology and the Pursuit of Happiness*. *The President's Council on Bioethics*. Washington D.C. 邦訳カス編著、倉持武監訳。二〇〇五年『治療を超えて——バイオテクノロジーと幸福の追求。大統領生命倫理評議会報告書』青木書店、などを参照のこと。

本稿で私が注目したいのはこの「へほんもの」という理想、あるいは倫理的な評価基準であり、さらにこの「へほんもの」という理想とエンハンスメントとの関係である。なお、エンハンスメントのなかでもとくに身体的エンハンスメントに焦点をあてる。エンハンスメントはその適用の対象に応じて身体的エンハンスメント、認知的エンハンスメント、道徳的エンハンスメントとの三種類に分けることができるが、認知的エンハンスメントと道徳的エンハンスメントは主にわれわれの脳機能に医薬的に介入して認知能力や道徳的能力の増進を可能にする技術であるの⁵にたいし、身体的エンハンスメントは脳を含めた身体⁶のあらゆるところに介入し、身体的パフォーマンスを増進させる技術である。なぜ本稿が身体的エンハンスメントに焦点をあてるのかというと、身体的エンハンスメントはおそらくわれわれにとつてもっとも身近なエンハンスメントだからであり、それゆえに身体的エンハンスメントにまつわる倫理的問題も差し迫ったものだからである。本稿ではまず、「へほんもの」とはどのようなものがあるのかを示し（第一節）、つぎに、「へほんもの」という倫理的評価基準を個々の身体的エンハンスメント技術に適用させる（第二節）。そのうえで、人格同一性の基準と関連させながら「へほんもの」の再定義を試みる（第三節）。

1 「へほんもの」という理想

エンハンスメントをめぐる倫理的問題は多彩であるが、いくつかの観点から倫理的評価がなされる。ざっと並べると、安全性、医療化、医療の使命、自然性、公平性、強制性、「へほんもの」、アイデンティティ、といった観点が考えられる。本稿ではすでに述べたように「へほんもの」の観点を中心に据えるが、関連する観点として公平性、アイデンティティに言及する。

まず、公平性の観点とはエンハンスメントによってごく一部の人が利益を享受するという危険性に着

目する倫理的基準である。⁽⁶⁾ たとえば、蛋白同化ステロイドを服用・注射することによって筋肉量を増やすことは平等な条件のもとでおこなわれなければならない陸上競技などのスポーツにおいて問題となる。

アイデンティティの観点とは、エンハンスメントによって人格の質的同一性や数的同一性が脅かされることに着目する倫理的基準である。たとえば、美容整形手術によって、それまでとはまったく異なった顔に作り替えられた私は、ほんとうに私だろうか。詳細な検討は他に譲るが、⁽⁷⁾ エンハンスメントはわれわれの人格の同一性を脅かす可能性をもつ。

それでは、〈ほんもの〉にかんしてはどうだろうか。〈ほんもの〉という観点は公共性やアイデンティティ、またその他の観点とくらべて、ずいぶん捉え難く思われるかもしれない。先ほどのスポーツにおけるドーピングの例をふたたび取り上げよう。陸上競技で世界記録が更新されるたびにわれわれが感動するのはその世界記録が日頃の練習を積み重ねた結果であり、涙ぐましい自己実現への努力がその世界記録の更新に反映されているからである。たとえ同じ結果であったとしても、努力なしに得られた結果と努力の末に得られた結果とは価値が異なる。この価値の差に反映されているのが〈ほんもの〉という理想である。ドーピングによって努力なしに実現された自己は〈ほんもの〉という倫理的基準に抵触するのである。

カス編著『治療を超えて』は次のように〈ほんもの〉という理想と〈ほんもの〉がエンハンスメントによって脅かされる可能性とに言及している。

人間のさまざまな卓越性に、我われは憧れ、それらをまだ手にしていないがゆえに、強く意欲をかきた

(5) 道徳的エンハンスメントにかんしては本論文集に収められている立花論文などを参照のこと。

(6) 公共性にかんする詳しい論考は本論文集に収められている吉田論文などを参照のこと。

(7) 本論文集に収められている小口論文では侵襲性／非侵襲性の文脈で人格の同一性を論じているので、そちらを参照のこと。

てられる。実際、そのようにして生まれる向上心こそ、およそ我われの根底にあって活動を促し、また、我われのうちに品格をももたらすのである。(カス編著、二〇〇五年、一二二頁)

「しかしながら」持って生まれた身体や精神力を「改善する」新しくてより効果的な方法を発見すること、人間の活動の尊厳を損ない変容させようとしているのではないだろうか。「…中略…」改良された人間は相変わらず十全に私なのだろうか、私のなしたことは相変わらず十全に私がなしたものののだろうか。私は実際に真によりよく、人間的によりよく高められたのだろうか。(同書、一二六頁)

すなわち、〈へほんもの〉とは、より卓越した人間性を目指して絶えず繰り返される自己実現の活動そのものに備わっている価値である。過去の哲学者では、たとえばキルケゴール、ニーチェ、ハイデガーなどが〈へほんもの〉について形を変えながら述べている。キルケゴールだと「絶望しながらもなお自己自身であろうとする強さの絶望」、ニーチェだと「生を肯定し権力への意志によって導かれる絶えざる自己超克」、そしてハイデガーだと「死への先駆的覚悟性という現存在の本来的なあり方」¹⁰⁾がそれに相当する。とりわけ、〈へほんもの〉を正面から取り上げたのがチャールズ・テイラーである。テイラーは〈へほんもの〉について次のように定義的に述べている。

(A) ほんもの「という理想」には (i) 「自己の」発見だけでなく創造と構築が、また (ii) 他の誰でもないわたしらしさが含まれ、そしてしばしば (iii) 社会のルールへの抵抗や、場合によっては道徳と認められているものへの抵抗さえもが含まれます。しかしまた、これまでも見たように、(B) ほんもの「という理想」は (i) 「自己が」重要性の地平に向けて開かれていることを求め——というのも、さ

もなくば創造は「重要性という」背景を失い、無意味になるのを避けられなくなるからです——、そして
(ii) 自己が対話のなかで定義されることを求めます。^[1](「」内は訳者の挿入。)

テイラーによると〈ほんもの〉という理想には二つの側面が含まれる。(A) 自己実現およびアイデンティティという側面と(B) 目的と手段にかんする他者からの承認という側面である。引用の(A)を自己実現およびアイデンティティと解釈することにかんしてはそれほど疑問がないと思うが、(B)の目的と手段にかんする他者からの承認という解釈は不思議に思われるかもしれない。逐一検討してみよう。

(A-i) は自己実現を表す。〈ほんもの〉という理想には自己の目標を定め「発見」し、それを目指して行なうこと(自己の「創造と構築」)が含まれる。ニーチェ風に言うると、絶えざる自己超克である。

(A-ii) はアイデンティティに言及している。テイラーの〈ほんもの〉という理想には「わたしらしさ」が含まれる。しかしながら「わたしらしさ」といってもその内実は明らかではない。そこで本稿では「わたしらしさ」を人格同一性の保持とみなす。すると、もし質的あるいは数的な人格同一性が脅かされるとしたら、同時に〈ほんもの〉も脅かされる可能性がある。すくなくとも、数的な人格同一性が脅かされれば〈ほんもの〉も脅かされる。しかしながら、人格同一性という基準は曖昧であることに注意しなければならぬ。そもそも数的な人格同一性の基準とはなにかということかんしてさえ同意が得られているわけではないし、数的な人格同一性は〈ほんもの〉にかかわる「わたしらしさ」の基準としては緩すぎるかもしれない。

(8) キェルケゴール著、斎藤信治訳、一九五七年『死に至る病』岩波文庫、を参照のこと。

(9) ニーチェ著、水上英広訳、一九六七年『ツァラトゥストラはこう言った』上下、岩波文庫、を参照のこと。

(10) マルティン・ハイデッガー著、細谷貞雄訳、一九九四年『存在と時間』上下、ちくま学芸文庫、を参照のこと。

(11) Taylor, C. 1992. *The Ethics of Authenticity*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press. 邦訳チャールズ・テイラー著、田中智彦訳、二〇〇四年『ほんもの』という倫理——近代とその不安』産業図書、九二頁。

い。この点にかんしては第3節で考察するが、さしあたり、テイラーの言う「わたしらしさ」のミニマムな基準として記憶の継続性にもとづく数的な人格同一性を採用することにした。

(B-i) は社会性と解釈することができる。「重要性」とは自己以外のもの(他者やその他もろもの超越)の価値が織り成す世界を指す。ハイデガー風に言うと、われわれはさまざまな価値を含んでいる世界の内に予め投げ入れられているのである。そういった世界を社会と解釈することができる。(A)で示されたような自己が真に〈ほんもの〉であるためには社会性の基準を満たさなければならない。

(B-ii) はコミュニケーションである。コミュニケーションは自己と他者の間でやりとりが行われる弁証法的な営みである。ゆえに、本質的にコミュニケーションは手続きを内に含む。すなわち、コミュニケーションをとおしてなにかしらの合意が形成されるとき、最終的に得られた合意とともに、どのようにしてその合意に至ったかという経路が重要である。〈ほんもの〉の自己実現は、コミュニケーションをとおしてその目的と手段の両面にわたって承認される必要がある。

もちろん、(A)と(B)が本質的な緊張関係をはらんでいることはテイラーも指摘している。(A)の自己実現およびアイデンティティという側面は個人主義的な人間観を背景にしており、(B)の他者からの承認という側面はそれに対して共同体主義的な人間観を背景にしている。両者は本質的に対立する人間観である。テイラーが目指しているのはこうした対立する人間観の弁証法的な総合であり、個人主義と共同体主義の対立を〈ほんもの〉という理想においてまとめあげようとしているのである。だから、(B)の他者からの承認という側面を無視していわば「わがままな」自己実現を目指すことも〈ほんもの〉ではないし、逆に(B)を重要視しすぎて(A)の自己実現およびアイデンティティがおろそかになるのも〈ほんもの〉ではない。

〈ほんもの〉という理念をまとめよう。〈ほんもの〉とは、より卓越した人間性を目指して絶えず繰り返さ

れる自己実現の活動それ自身とそれを為している主体のアイデンティティに備わっている価値であるが、本質的にその自己実現の活動と目指されている卓越した人間性は手段と目的の両面にかんして他者の承認を必要としている、そういった価値である。

2 身体的エンハンスメントの倫理

身体的エンハンスメントとは、すでに述べたように、脳を含めた身体のあらゆるところに介入して身体的パフォーマンスを増進させる技術である。この節では、身体的エンハンスメントにカテゴリー化されるいくつかの技術にたいして公平性、アイデンティティ、〈ほんもの〉の観点からそれらが倫理的基準を満たしているか検討する。

(1) 筋肉増強とスポーツにおけるドーピング

日常的なトレーニングを通して筋肉を増強させることはもちろんエンハンスメントではない。しかしながら、すでに例に採ったように、蛋白同化ステロイドを経口摂取・注射することで筋肉を増強することは典型的な身体的エンハンスメントのひとつである。蛋白同化ステロイドの投与は短期間で筋肉量を増大させることができるが、同時にさまざまな副作用が知られており、安全性の観点からも倫理的基準を満たしうるエンハンスメントとは言えない。〈ほんもの〉という観点からしてみても、蛋白同化ステロイドの使用による筋肉増強が倫理的基準を満たしているかは疑問である。筋骨隆々とした美しい肉体が価値を持つのは、蛋白同

(12) テイラー著、前掲書、四三〜五八頁を参照のこと。

化ステロイドなどには頼らず、日頃の地道なトレーニングによって鍛え上げられた肉体であればこそだからかもしれない。すなわち、筋骨隆々とした美しい肉体を得るという自分自身の理想像はトレーニングによっても蛋白同化ステロイドによってもかわらず実現されるかもしれないが、蛋白同化ステロイドの投与という手段は他者に承認されるようなものではないという可能性はある。しかしながら、この「ほんもの」という観点はたんなる趣味として個人的に蛋白同化ステロイドを使用する場面ではそれほど重要ではないだろう。むしろ、スポーツにおける蛋白同化ステロイドの使用においてこそ「ほんもの」という観点がクローズアップされる。

すでに触れたことであるが、蛋白同化ステロイドを使用した筋肉増強はドーピングの典型例である。筋肉を増強させたからといって必ずしもそれが競技の結果に反映されるとは限らないが、とりわけ陸上競技のようなスポーツでは筋肉量は勝敗に大きく影響する。この点にかんじて、公平性の観点からドーピングが倫理的基準を満たさないということはすでに述べたとおりである。では、アイデンティティという観点からするとドーピングにはどのような問題があるだろうか。次のような場面を想定してみよう。もし私にスポーツ選手の友人がいたとして、彼が誘惑に負けて同化蛋白ステロイドを注射しようとしている。まさにその現場を「発見してしまった私は彼に「あなたらしくない」と告げる。こうした場面を想像すると、ドーピングがアイデンティティの基準を満たさないということはありそうである。しかしながら、第一節で採用した人格同一性の基準（記憶の継続性にもとづく数的な人格同一性）に照らすと、筋肉量をいくら増やしたとしても人格同一性が損なわれるという危険はない。すなわち、ドーピングは（少なくとも現在可能なドーピングはすべて）アイデンティティの基準を満たすと考えられる。しかしだからといって、へほんもの」という観点からドーピングが問題ないということにはならない。われわれは日々の努力に裏打ちされた結果にたいして称賛を贈るのであり、薬剤を用いることによって得られた結果にたいして称賛を贈らない。この意味で、スポーツにおける

ドーピングはほぼ確実にその手段にたいする他者の承認を得ることができないのである。したがって「ほんもの」という観点からドーピングは倫理的基準を満たさない。

(2) 美容整形

美容整形はもつとも身近なエンハンスメントのひとつだろう。美容整形とは治療としての形成外科的手術を超えて、さらなる美しさを追求するものとして行われる形成外科的手術である。もちろん、ここでは医学的に身体に介入していることがエンハンスメントとして重要である。すなわち、同じ美容にかんするものであっても、化粧や髪にパーマをかけることはエンハンスメントではない。それにたいして、増毛や脱毛（永久）、歯科矯正はエンハンスメントと考えられる。もちろん、美容整形にかんしても治療とエンハンスメントの線引きは困難な場合が多い。たとえば、一重まぶたを二重にする手術は通常は治療であるとは考えられないが、患者が一重まぶたであることにたいして非常な精神的苦痛を感じ、通常の日常生活が阻害されている場合、二重まぶたへの美容整形はその患者にとって治療であると言ってよいだろう。この意味で言うと、

(13) 世界アンチドーピング機構が発行している「世界ドーピング防止規定二〇〇九年禁止表国際基準」には蛋白同化ステロイドのほか成長ホルモンやペータブロッカーまで夥しい数の禁止薬物が列記されているが、とりわけ目を引くのは遺伝子ドーピングを禁止している項目である。遺伝子ドーピングとは筋細胞の増殖をうながすような因子をもつ遺伝子を注入するといった方法で行われ（カス編著、前掲書、一三五～九頁）、すでにラットでの実験が行われている。この方法だとドーピングが行われたかどうか判定することは非常に難しいだろう。

(14) また、公平性に関連の深い観点として強制性を挙げることができるが、ドーピングは強制性という点からも問題がある。強制性とはエンハンスメントが普及することでエンハンスメントを望まない人が不利益を受け、エンハンスメントをすることでしかその不利益が解消されない場合、エンハンスメントは実質的に強制されるといふ事態に着目する倫理的基準である。もしも発見不可可能なドーピングが開発され、そのドーピングが日常化し、それなしでは競技で好成績が取ることができなくなったとしたら、ドーピングをしないことは競争をあきらめることと同じになる。この場合、そのドーピングは強制性をもつ。

治療かエンハンスメントかの線引きは基本的に人それぞれということになる。

では、美容整形が（治療ではなく）エンハンスメントとみなされる場合、そこにはどういった倫理的問題が考えられるだろうか。¹⁵ 公平性という観点からは美容整形に問題があるとは思えない。なぜならば、美容整形を受けなければ必ず不利益をこうむってしまうということなどないからである。アイデンティティにかんしても、美容整形手術はドーピングと同様に記憶の継続性にもとづく数的な人格同一性を脅かすことはない。¹⁶ とはいえ、「わたしらしさ」という点で美容整形はアイデンティティにまつわる問題を提起するだろう。美容整形によって自分らしさを形作っていた特徴が損なわれてしまうかもしれない。しかしながら、これは人格同一性の基準をどこに置かかということに依存する。本稿で設定した記憶の継続性という仮の基準に立てば、美容整形は倫理的基準を満たす。では、へほんものゝの観点からはどうだろうか。美容整形手術を受けることでより美しくなり、より理想としている自己を実現することができる。そしてもし美容整形以外の方法で望みどおりの容姿になることができないのだとしたら、美容整形という手段は正当であると考えられる。この意味ではへほんものゝの基準を満たしているように思われる。

(3) 人工臓器とアンチエイジング

人工骨や心臓のペースメーカーなど、すでに多くの人が人工臓器を使用している。もともと、それらが現在、治療を超えて使用されるという例はほとんどない。おそらく例外的にエンハンスメントにあたるかどうかの問題になったのが、本稿の冒頭で紹介したピストリウスの義足である。とはいえ、将来的に人工臓器がエンハンスメント目的で使用される可能性はかなり高いのではないだろうか。老いと死に抵抗したいという人間の捨てがたい欲求が将来的に人工臓器の開発を促進するのではないかと思われる。iPS細胞が樹立されたとき、関心のはもっぱら再生医療への適用であり、それは自由に自分の臓器を挿げ替えられるという

アンチエイジングへの期待からである。iPS細胞からひとまの臓器を作ることは実現にはまだ遠いが、将来的にはおそらく技術が開発され、もし技術が開発されたらそれはアンチエイジングに用いられるに違いない。

少々突飛かもしれないが、iPS細胞を用いた再生医療技術が確立された未来のアンチエイジングにかんする倫理的問題を考えてみよう。こうしたタイプのアンチエイジングの実現はまだ遠い未来の話かもしれないが、現在の科学が目指している方向であることは確かである。だとしたら、生じるであろう倫理的問題にいまから関心を払うことは不要とは言えない。こうしたタイプのアンチエイジングについて、公平性の観点からは確実に問題が生じる。少なくとも初めのうちは経済力のある人しか技術の恩恵にあずかることはできないと思われるからである。一方で、アイデンティティにかんして問題が生じることはないだろう。自分の臓器を新しいものに取り換えたとしても、それによって記憶の連続性が脅かされるということはない。では、〈ほんもの〉という観点からはどのように捉えられるだろうか。再生医療によって寿命が延び、長く健康で暮らせるのだから、自己実現という側面に抵触することはないように思われる。また、手段の正当性という側面においても、ほかにとりうる手段がないために問題はないように思われる。しかしながら、こうした自己実現の捉え方は加齢と死は等しく忌むべきものだという見方を前提にしてしまっている。といのも、これとは対照的に、老化と迫りくる死という身体的制限をとおしてしか経験することができないものを重要視し、老化と死とともに限られた人生を過ごすことがほんとうに「自分らしい」と考える自己実現のタイプもあり

(15) 美容整形特有の問題としてジェンダー論的観点からの男性の価値観による強制性という問題を指摘することができる。加えて、美容整形には別種の独特な「親からもらった体を粗末にして」といった（日本に特有とよく聞くがほんとうにそうなのだろうか）倫理的批判があり、この批判は自然性の基準にかかわると思われるが、ここでこの批判と自然性との関係を検討することは控える。

(16) しかし、容姿を変えることで他者の記憶の連続性が脅かされる可能性はある。

(17) ただし、脳は別である。

うるだろう。後者の見方がありうるとしたら、iPS細胞を用いた再生医療技術によるアンチエイジングは必ずしも「ほんもの」という基準を満たしているとは言えない。

3 おわりに——「ほんもの」と「わたしらしさ」

前節ではドーピング、美容整形、人工臓器によるアンチエイジングという三つの具体例を示し、それぞれが公平性、アイデンティティ、「ほんもの」という倫理的基準を満たした身体的エンハンスメントかどうかを検討した。

気になるのは、アイデンティティという基準がまったく倫理的基準として働いていないということである。アイデンティティの基準として記憶の継続性にもとづく数的な人格同一性を仮定したが、この基準は緩すぎる。前節でドーピング、美容整形、アンチエイジングを個別に検討した際にその都度「わたしらしさ」に言及したが、この「わたしらしさ」という概念を記憶の継続性にもとづく数的な人格同一性という道具立てでは掬うことができない。いわばザルの目が粗すぎる。とはいえ、「わたしらしさ」を掬うために人格同一性の基準を調整することはうまくいかないだろう。そもそも、人格同一性の基準は「わたしであること」を掬うための基準であり、「わたしらしく」なくても「わたしである」という事態を掬う必要がある。たとえば、ドーピングをしている友人を見て私が彼に「あなたらしくない」と忠告したとしても、依然として「あなたである」というその友人の数的同一性を私は疑ってはいない。結局、人格同一性の基準を「わたしらしさ」に調整することはできないのである。

では「わたしらしさ」をどのように掬えるのか。ここで少しだけ発想の転換をして、「ほんもの」こそが「わたしらしさ」である、と提案してみたい。本稿はこれまでテイラーの「ほんもの」にかんする記述をも

とにして、アイデンティティは〈ほんもの〉の構成要素と考えてきた。しかしそれを撤回し、〈ほんもの〉であるかどうかによって「わたしらしさ」が決まるとみるのである。すなわち、「わたしらしさ」の基準は数的な人格同一性の基準を調整することによって得られるのではなく、〈ほんもの〉の基準そのものなのである。

すると、「わたしらしさ」とは次のように言い換えることができる。「わたしらしい」とは〈ほんもの〉であることであり、〈ほんもの〉とは、より卓越した人間性を目指して絶えず繰り返し返される自己実現の活動それ自身に備わっている価値で、その自己実現の活動は手段と目的の両面にかんして他者の承認を必要としている、そういった価値である。このように「わたしらしさ」と〈ほんもの〉を定義し、本稿の結論としよう。